

椎葉村松尾庄屋跡利活用プランニング事業に係る企画コンペティション実施要領

1. 事業の目的

椎葉村松尾地区にある庄屋跡は、最近注目を集める「仙人の棚田」や宮崎県指定天然記念物の「大いちょう」がある下松尾地区の高台に位置し、そのロケーションは素晴らしく、観光の新たな資源になりうる場所である。その一方で、昭和元年に立て替えられた庄屋は、傷みが激しく廃屋となり、景観を損ねていることから、解体しその後は周囲の景観と合わせて有効活用し、地域活性化につなげることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名・・・椎葉村松尾庄屋跡利活用プランニング事業
- (2) 内容・・・別添仕様書のとおり
- (3) 期間・・・契約締結の日から平成29年3月23日
- (4) 予算・・・2,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 企業、NPO法人、その他の法人、または共同企業体（本事業を実施するため、複数の事業者等で構成された団体）であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する団体。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）の統制の下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 個人情報取り扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (4) 椎葉村業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、椎葉村業務委託契約等に係る参加資格者名簿に登録されている者であること。
（企画提案書と同時に申請を行う事も可）

4. 企画提案に係る提出書類

- (1) 企画提案書 6部 (任意様式)・・・A4 サイズ
- (2) イメージ図 (6部)・・・様式は任意
- (3) 業務スケジュール
- (4) ア 見積書 (本業務分) 1部
イ 構想を基に実際に事業を行う場合の見積書 (工事等分) 1部
経費の明細を算出し、その金額を記載する事。消費税を差し引いた金額で見積もり、消費税相当額込みの金額もかっこ書きで併記すること。
- (5) その他留意事項
ア 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。
イ 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、成果品を発注者に引き渡したときに、発注者に移転する。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属する。
ウ 企画提案書は1者につき1案とする。

5 提出方法及び提出期限

- (1) 提出方法
提出先への持参または簡易書留郵便による郵送とする。
- (2) 提出期限
平成29年2月3日 (金) 午後5時必着

6 提出先・お問い合わせ先

〒883-1601

宮崎県東臼杵郡椎葉村下福良 1762 番地 1

椎葉村役場地域振興課 商工観光グループ (椎葉村観光協会常務理事) 綾美智代

電話 : 0982-67-3203

FAX : 0982-67-2825

電子メール : aya-michiyo@vill.shiiba.miyazaki.jp

7 質問の受付

- (1) この実施要領について質問がある場合は、質問書 (任意様式) を作成し、平成29年1月20日 (金) までに6の提出先・お問い合わせ先に、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。
- (2) 質問者には文書等で回答する。

8 選考

- (1) 提出された企画提案書等を比較検討し、順位を決定するため、「椎葉村松尾庄屋跡利活用プランニング事業」事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は、企画内容、費用等の審査項目について、「審査基準」（別添2）に基づき、各審査員が個別に採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して最も高い得点を得た者を最優秀者として選定し、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。
- (3) 選定委員会には、審査員を置き、次の通りとする。
 - ・審査員 椎葉村観光協会長、理事2名、事務局長、椎葉村観光プロジェクト実行委員会委員長 計5名
- (4) 選定委員会では、企画提案書等により審査を行うが、必要があればプレゼンテーションを行う事は差し支えない。ただし、その際の旅費等の費用は提案者の負担とする。

9 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

10 契約の締結

選定委員会による審査の結果、8により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調の時は、8により順位付けされた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

11 契約までのスケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は下記の予定とする。ただし、企画提案書等提出期限以外は状況に応じて前後する場合がある。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 企画提案募集開始 | 1月10日（火） |
| (2) 質問期限 | 1月20日（金） |
| (3) 企画提案書等の提出期限 | 2月3日（金） |
| (4) 選定委員会の開催 | 2月6日（月） |
| (5) 審査結果の通知 | 2月上旬 |
| (6) 契約締結 | 2月上旬 |